

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項及び静岡県事務処理の特例に関する条例（平成 11 年静岡県条例第 56 号）別表第 1 の 23 の 2（1）の規定に基づき指定する地域を 1 のとおり指定し、同法第 4 条第 1 項及び同条例別表第 1 の 23 の 2（4）の規定及び静岡県事務処理の特例に関する条例に基づき特定工場等において発生する振動の規制基準を 2 のとおり定める。

1 特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項及び静岡県事務処理の特例に関する条例（平成 11 年静岡県条例第 56 号）別表第 1 の 20 の 2（1）の規定に基づく指定地域及び同法第 4 条第 1 項及び同条例別表第 1 の 20 の 2（4）の規定に基づく騒音の規制基準（平成 23 年清水町告示第 24 号）により指定された地域（以下「指定地域」という。）

2 特定工場等において発生する振動の規制基準

区 域 の 区 分			規 制 基 準	
種 別		該 当 区 域	昼 間 (午前 8 時から午後 8 時まで)	夜 間 (午後 8 時から翌日 午前 8 時まで)
第 1 種 区域	1	騒音規制法に基づく第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
	2	騒音規制法に基づく第 2 種区域	65 デシベル	55 デシベル
第 2 種 区域	1	騒音規制法に基づく第 3 種区域	70 デシベル	60 デシベル
	2	騒音規制法に基づく第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル

指定地域内に所在する学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。

備考 この表において、騒音規制法に基づく第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域は、騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 3 条第 1 項及び静岡県事務処理の特例に関する条例(平成 11 年静岡県条例第 56 号)別表第 1 の 20 の 2 (1) の規定に基づく指定地域及び同法第 4 条第 1 項及び同条例別表第 1 の 20 の 2 (4) の規定に基づく騒音の規制基準(平成 23 年清水町告示第 24 号)の別表の第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域をいう。